

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令 新旧対照条文

目次

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	（附則第三条関係）	1
○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	（附則第四条関係）	2
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）	（附則第六条関係）	28
○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）	（附則第七条関係）	29

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">政令</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">事務</td> </tr> </table> <p>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和四年政令第号）</p> <p>第二条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	政令	略	略	事務
政令	略				
略	事務				
改 正 前	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">政令</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">事務</td> </tr> </table>	政令	略	略	事務
政令	略				
略	事務				

<p>改正後</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章の七 略</p> <p>第四章 都等の特例等</p> <p>第一節 都等の特例（第五十七条―第五十七条の四）</p> <p>第二節 個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税の賦課徴収に関する調整（第五十七条の四の二・第五十七条の四の三）</p> <p>第五章～第七章 略</p> <p>附則</p> <p>（充当に係る法の規定の適用除外）</p> <p>第六條の十四の二 法第十七条の二の二第一項に規定する政令で定める規定は、法附則第二十九条の三（法附則第二十九条の七第六項において準用する場合を含む。）及び第二十九条の五第十三項並びに法附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する法第六百一条第八項並びに法附則第三十一条の三の四第九項の規定（これらの規定中充当に係る部分に限る。）とする。</p> <p>（委託納付又は委託納入をするのに適することとなつた時）</p>
<p>改正前</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章の七 略</p> <p>第四章 都等の特例（第五十七条―第五十七条の四）</p> <p>第五章～第七章 略</p> <p>附則</p>

第六條の十四之三 法第十七條の二の二第六項に規定する政令で定める委

託納付又は委託納入をするのに適することとなつた時は、未納地方税等（同条第一項第三号に規定する道府県未納徴収金、同項第四号に規定する市町村未納徴収金、同条第二項に規定する納付し、若しくは納入すべきこととなつてゐるその他の道府県の地方団体の徴収金又は同条第三項に規定する納付し、若しくは納入すべきこととなつてゐるその他の市町村の地方団体の徴収金をいう。以下この条において同じ。）の法定納期限（次の各号に掲げる未納地方税等については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税又は森林環境税に係る延滞金については、その徴収の基因となつた地方税又は森林環境税に係る当該各号に定める時とする。）と法第十七條の二の二第一項各号に該当する還付金等（同項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が生じた時（還付加算金については、その計算の基礎となつた同項各号に該当する還付金等が生じた時）とのいずれか遅い時とする。

一 法定納期限後にその納付し、又は納入すべき税額が確定した地方税又は森林環境税 その納付又は納入の告知書を發した時（申告により税額が確定されたものについては、その申告があつた時）

二 納期を分けてゐる地方税又は森林環境税 法（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第七條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又はこれに基づく条例の規定による納期限

三 法第十三條の二第三項（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）

（）の規定により告知がされた地方税又は森林環境税 その告知により指定された納期限

- 四 法第十五条第一項（第一号に係る部分に限り、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による徴収の猶予（盗難にかかったことによるものを除く。）又は法第四十四条の二、第七十二条の五十七の二第一項、第七十三条の二十五第一項、第四百四十四条の二十九第一項、第三百二十一條の七の十三第一項、第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を法第六百二条第二項又は第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、第六百三条第三項、第六百三条の二第五項若しくは第六百二十九条第五項若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第十条の規定による徴収の猶予に係る地方税又は森林環境税 その徴収の猶予の期限
- 五 督促手数料、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金 その納付又は納入の告知書を発した時
- 六 滞納処分費 その確定した時
- 七 第二次納税義務者又は保証人として納付し、又は納入すべき未納地方税等 その告知に関する文書を発した時

第八条 削除

（個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の払込みの方法等）

第八条 市町村が法第四十二条第三項の規定により毎月道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、前月中に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町

村民税に係る地方団体の徴収金との合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。以下この条において同じ。）を、当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額（市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該廃置分合又は境界変更後存続する市町村（以下この条において「存続市町村」という。）にあつては、当該存続市町村が当該年度において徴収すべき額のうち当該年度の収入額となるべきものとして課されたものをいう。以下この項において同じ。）の合計額と当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計額との割合（以下この条において「按分率」という。）で按分して算定した額とする。

2 前項の按分率は、当該年度の三月三十一日現在において算定した率によるものとする。

3 第一項の規定により、当該年度の四月から六月までの月において払い込む場合には、当該年度の前年度の三月三十一日現在において算定した按分率により、当該年度の七月から三月までの月において払い込む場合には、当該年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の課税額が最初に納付又は納入されるべき期限の到来する月（以下この条において「最初の納期限の月」という。）の末日現在において算定した当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税（法第五十条の二の規定により課する所得割を除く。）の課税額の合計額と当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税（法第二百二十八条の規定により課する所得割を除く。）の課税額の合計額との割合（次項において「特定按分率」という。）によることができるものとし、当該年度の収入額となるべき分

として市町村に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額のうち当該年度の三月三十一日現在において算定した按分率により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額と既に払い込んだ個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額（法第四十八条第一項又は第二項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。第十一項において同じ。）の規定により道府県が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金がある場合には、当該徴収金の額を含む。）との間に過不足がある場合には、当該年度の翌年度の四月から六月までの月において払い込むべき額で清算するものとする。

4 | 前項の場合において、最初の納期限の月が当該年度の七月以降の月となる市町村が当該年度の七月又は七月から最初の納期限の月までの月において払い込むときは、当該年度の前年度の三月三十一日現在において算定した按分率によるものとし、最初の納期限の月の翌月以降において市町村の廃置分合又は境界変更その他の理由により特定按分率に著しい変動を生ずることとなつた場合には、当該著しい変動を生ずることとなつた月の末日現在において算定した特定按分率により当該月の翌月から当該年度の三月までの月に払い込むことができるものとする。

5 | 市町村の廃置分合があつた場合において、存続市町村が当該廃置分合があつた日の属する月の翌月から当該存続市町村の最初の納期限の月までの月において払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、前月中に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額に、

当該廃置分合があつた日の属する年度の前年度の三月三十一日現在において算定した当該廃置分合前の市町村の前年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額の合計額の合算額と前年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計額の合算額との割合を乗じて算定する。

6

指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた場合には、市町村が税率変更年度（指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日（以下この項及び次項において「移行日」という。）の属する年度の翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）をいう。以下この項において同じ。）から五年度間の各月において法第四十二条第三項の規定により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金のうち、特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域（移行日に指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部から指定都市の区域の全部又は一部となつた区域をいう。以下この項において同じ。）に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度（税率変更年度の前年度をいう。第一号において同じ。）以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の道府県民税（第二号において「特定道府県民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。以下この項において同じ。）の額は、前各項の規定にかかわらず、第一号に掲げる合算額を第二号に掲げる割合で按分して算定した額とする。ただし、移行日後に移行区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合における第八項

の規定の適用を受ける特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金の額については、この限りでない。

一 当該各月の前月中に納付又は納入のあつた特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金と特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の市町村民税（次号において「特定市町村民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。）との合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。）

二 税率変更年度の四月一日現在において算定した指定都市が徴収すべき特定道府県民税の課税額の合計額と指定都市が徴収すべき特定市町村民税の課税額の合計額との割合

7 | 移行日が同一の計算期間（毎年四月二日から翌年四月一日までの期間をいう。第九項において同じ。）内に二以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「（指定都市）」とあるのは「（同一の次に規定する計算期間内の移行日（指定都市）」と、「日（）」とあるのは「日（）」と、「移行日」という。）とあるのは「同じ。」のうち最も早い日」と、「翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）」とあるのは「翌年度」と、「移行日」とあるのは「当該計算期間内の移行日」と、「移行日後」とあるのは「当該計算期間内の各移行日後に当該移行日に係る」とする。

8 | 指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部

又は一部となつた場合には、市町村が税率変更年度（指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日（以下この項及び次項において「移行日」という。）の属する年度の翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）をいう。以下この項において同じ。）から五年度間の各月において法第四十二条第三項の規定により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金のうち、特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域（移行日に指定都市の区域の全部又は一部から指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた区域をいう。以下この項において同じ。）に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度（税率変更年度の前年度をいう。第一号において同じ。）以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の道府県民税（第二号において「特定道府県民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。以下この項において同じ。）の額は、第一項から第五項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる合算額を第二号に掲げる割合で按分して算定した額とする。ただし、移行日後に移行区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた場合における第六項の規定の適用を受ける特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金の額については、この限りでない。

一 当該各月の前月中に納付又は納入のあつた特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金と特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域に住所を有した納税義務者に対して税

率変更前年度以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の市町村民税（次号において「特定市町村民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。）との合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。）

9| 二 税率変更年度の四月一日現在において算定した指定都市以外の市町村が徴収すべき特定道府県民税の課税額の合計額と指定都市以外の市町村が徴収すべき特定市町村民税の課税額の合計額との割合

移行日が同一の計算期間内に二以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「（指定都市）」とあるのは「（同一の前項に規定する計算期間内の移行日（指定都市）」と、「日（）」とあるのは「日（をいう。）と、「移行日」という。）」とあるのは「同じ。（）」のうち最も早い日」と、「翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）」とあるのは「翌年度」と、「移行日に」とあるのは「当該計算期間内の移行日に」と、「移行日後に」とあるのは「当該計算期間内の各移行日後に当該移行日に係る」とする。

10| 道府県が法第四十八条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により市町村に払い込むべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の額は、当該個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金を仮に当該市町村が徴収して道府県に払い込むものとした場合において前各項の規定により定められる率により算定した額とする。

11| 道府県は、市町村長の同意を得たときは、法第四十八条第六項の規定

による払込みを、同条第一項又は第二項の規定により徴収し、又は滞納処分をした道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金を市町村に払い込み、当該市町村が当該道府県民税に係る地方団体の徴収金を道府県に払い込む方法により行うことができる。

（法第四十八条第三項本文の規定による徴収の引継ぎ）

第八條の四 法第四十八条第三項本文（同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による徴収の引継ぎは、その旨を記載した文書を交付することにより行う。

2 既に滞納処分に着手した地方団体の徴収金について法第四十八条第三項本文の規定による徴収の引継ぎがあつた場合には、当該徴収の引継ぎを受けた道府県の徴税吏員又は市町村の徴税吏員は、遅滞なく、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

3 法第四十八条第三項本文の規定による徴収の引継ぎがあつた場合において、差押えに係る動産若しくは有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶があるときは、当該差押えに係る財産の引渡し及びこれに伴う措置については、国税徴収法第八十七条第二項及び国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）第三十九条から第四十一条までの規定の例による。

（退職所得申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

第八條の四の二 略

（退職所得申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

第八條の四 略

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額による納付又は納入)

第四十八条の九の三 市町村長は、法第三百十四条の九第一項の納税義務

者に同条第二項又は第三項に規定する控除することができなかつた金額

(以下この条から第四十八条の九の五までにおいて「控除不足額」とい

う。)がある場合には、当該納税義務者の法第三百十四条の九第一項の

確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税

、個人の市町村民税又は森林環境税の法第十七条の四に規定する賦課決

定(法第三百二十一条の二第一項の規定による追徴に係るものを除く。

後、納税通知書を発する前に、当該控除不足額のうち法第三百十四条

の九第二項後段に規定する還付をすべき金額(第三項において「還付を

すべき金額」という。)により当該個人の道府県民税、個人の市町村民

税又は森林環境税を納付し、又は納入するものとする。

2 市町村長は、前項の規定による納付又は納入をしたときは、納税通知

書の交付に併せて、その旨を当該納付又は納入に係る納税義務者に通知

しなければならない。

3 還付をすべき金額のうち第一項の規定による納付又は納入をすること

ができなかつた部分の金額がある場合において、当該納税義務者に未納

に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金(法第三百十四条

の九第二項後段に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。第二号にお

いて同じ。)があるときは、次の各号の順序により、当該納付又は納入

をすることができなかつた部分の金額(第四十八条の九の五の規定によ

り加算すべき金額を含む。)によりこれらの徴収金を納付し、又は納入

するものとする。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額の充当)

第四十八条の九の三 市町村長は、法第三百十四条の九第一項の納税義務

者に同条第二項又は第三項に規定する控除することができなかつた金額

(以下この条から第四十八条の九の五までにおいて「控除不足額」とい

う。)がある場合には、当該納税義務者の法第三百十四条の九第一項の

確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税

又は市町村民税の法第十七条の四に規定する賦課決

定(法第三百二十一条の二第一項の規定による追徴に係るものを除く。

後、納税通知書を発する前に、当該控除不足額を当該

個人の道府県民税又は市町村民税

に充当するものとする。

2 市町村長は、前項の規定による充当

をしたときは、納税通知書の交付に併せて、その旨を当該充当

に係る納税義務者に通知しなければならない。

3 控除不足額のうち第一項の規定による充当

をすることができなかつた部分の金額がある場合において、当該納税義務者に未納

に係る地方団体の徴収金

があるときは、次の各号の順序により、当該充当

をすることができなかつた部分の金額(第四十八条の九の五の規定によ

り加算すべき金額を含む。)をこれに充当する

ものとする。

<p>一 当該納税義務者の法第三百十四条の九第一項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税又は森林環境税で法第三百二十一条の二第一項の規定により追徴すべきものがあるときは、当該個人の道府県民税、個人の市町村民税又は森林環境税を納付し、又は納入する。</p> <p>二 還付をすべき金額のうち第一項及び前号の規定による納付又は納入をすることができなかつた部分の金額があるときは、その他の未納に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金を納付し、又は納入する。</p> <p>4 第六条の十四の三の規定は、前項の規定による納付又は納入について準用する。</p> <p>5 市町村長は、第三項の規定による納付又は納入をしたときは、遅滞なく、その旨を当該納付又は納入に係る納税義務者に通知しなければならない。</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額の還付)</p> <p>第四十八条の九の四 市町村長は、控除不足額のうち前条第一項及び第三項の規定による納付又は納入をすることができなかつた部分の金額があるときは、当該金額を還付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付金等の額に係る還付加算金の計算)</p>

<p>一 当該納税義務者の法第三百十四条の九第一項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税又は市町村民税で法第三百二十一条の二第一項の規定により追徴すべきものがあるときは、当該個人の道府県民税又は市町村民税に充当する。</p> <p>二 控除不足額のうち第一項及び前号の規定による充当をすることができなかつた部分の金額があるときは、その他の未納に係る地方団体の徴収金に充当する。</p> <p>4 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。</p> <p>5 市町村長は、第三項の規定による充当をしたときは、遅滞なく、その旨を当該充当に係る納税義務者に通知しなければならない。</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額の還付)</p> <p>第四十八条の九の四 市町村長は、控除不足額のうち前条第一項及び第三項の規定による充当をすることができなかつた部分の金額があるときは、当該金額を還付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付金等の額に係る還付加算金の計算)</p>
--

第四十八条の九の五 市町村長は、第四十八条の九の三第一項若しくは第三項の規定による納付若しくは納入又は前条第一項の規定による還付をする場合には、当該納付若しくは納入をし、又は還付をする金額（以下この条において「還付金等の額」という。）に、当該控除不足額が確定した日の翌日からその納付又は納入をする日（同日前に納付又は納入をするのに適することとなつた日があるときは、その日）又はその還付のための支出を決定する日までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付金等の額に加算しなければならぬ。ただし、第四十八条の九の三第一項又は第三項第一号の規定による納付又は納入をする場合は、この限りでない。

2 略

（未納の個人道府県民税、個人の市町村民税又は森林環境税の延滞金の免除）

第四十八条の九の六 第四十八条の九の三第三項第一号の規定による納付又は納入をする場合には、市町村長は、当該納付又は納入に係る未納の個人の道府県民税、個人の市町村民税又は森林環境税についての延滞金を免除する。

（年金所得に係る特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い）

第四十八条の九の十五 略

2 6 略

7 市町村は、第一項又は第四項に規定する場合には、次の表の上

第四十八条の九の五 市町村長は、第四十八条の九の三第一項若しくは第三項の規定による充当又は前条第一項の規定による還付をする場合には、当該充当をし、又は還付をする金額（以下この条において「還付金等の額」という。）に、当該控除不足額が確定した日の翌日からその充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日）又はその還付のための支出を決定する日までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付金等の額に加算しなければならぬ。ただし、第四十八条の九の三第一項又は第三項第一号の規定による充当をする場合は、この限りでない。

2 略

（未納の道府県民税又は市町村民税の延滞金の免除）

第四十八条の九の六 第四十八条の九の三第三項第一号の規定による充当をする場合には、市町村長は、当該充当に係る未納の道府県民税又は市町村民税についての延滞金を免除する。

（年金所得に係る特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い）

第四十八条の九の十五 略

2 6 略

7 市町村は、第一項又は第四項に規定する場合には、次の表の上

欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、直ちに、当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。

<p>第一項に規定する場合</p>	<p>一 当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額</p> <p>二 第一項の規定による変更をしなかつた支払回数割特別徴収税額及び同項の規定による変更をした支払回数割特別徴収税額</p> <p>三 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合には、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付し、又は納付し、若しくは納入する旨</p>	<p>第四項に規定する場合</p>	<p>一 当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額</p> <p>二 法第三百二十一条の七の五第一項の規定による通知に係る支払回数割特別徴収税額は変更されない旨</p> <p>三 第五項の規定に該当することとなる場合には、同項に規定する超える部分の金額に相当する税額及び当該税額を普通徴収の方法によつて徴収する旨</p> <p>四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定に該当することとなる場合には、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付し、又は納付し、若しくは</p>
-------------------	--	-------------------	--

欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、直ちに、当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。

<p>第一項に規定する場合</p>	<p>一 当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額</p> <p>二 第一項の規定による変更をしなかつた支払回数割特別徴収税額及び同項の規定による変更をした支払回数割特別徴収税額</p> <p>三 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合には、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨</p>	<p>第四項に規定する場合</p>	<p>一 当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額</p> <p>二 法第三百二十一条の七の五第一項の規定による通知に係る支払回数割特別徴収税額は変更されない旨</p> <p>三 第五項の規定に該当することとなる場合には、同項に規定する超える部分の金額に相当する税額及び当該税額を普通徴収の方法によつて徴収する旨</p> <p>四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定に該当することとなる場合には、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する</p>
-------------------	--	-------------------	--

納入する旨

(年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い)

第四十八条の九の十六 略

2～10 略

11 市町村は、第一項又は第四項に規定する場合には、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、直ちに、当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。

第四項に規定する場合(第六項本文に規定する場合(同項ただし書に規定する場合を除く。))	略
第四項に規定する場合(第六項本文に規定する場合(同項ただし書に規定する場合を除く。))	<p>一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額</p> <p>二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収しない旨</p> <p>三 第六項の表第一号に係る場合を除き、第九項の規定の適用がある旨</p> <p>四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合には、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付し、又は納付し、若しくは納入する旨</p>
第四項に規定する場合(第六項本文に規定する場合(同項ただし書に規定する場合を除く。))	<p>一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額</p> <p>二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額は変更されない旨</p>

旨

(年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い)

第四十八条の九の十六 略

2～10 略

11 市町村は、第一項又は第四項に規定する場合には、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、直ちに、当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。

第四項に規定する場合(第六項本文に規定する場合(同項ただし書に規定する場合を除く。))	略
第四項に規定する場合(第六項本文に規定する場合(同項ただし書に規定する場合を除く。))	<p>一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額</p> <p>二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収しない旨</p> <p>三 第六項の表第一号に係る場合を除き、第九項の規定の適用がある旨</p> <p>四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合には、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨</p>
第四項に規定する場合(第六項本文に規定する場合(同項ただし書に規定する場合を除く。))	<p>一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額</p> <p>二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額は変更されない旨</p>

<p>する場合に限る 。</p>	<p>三 第九項の規定の適用がある旨</p> <p>四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合には、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付し、又は納付し、若しくは納入する旨</p>
<p>第四項に規定する場合（第六項本文に規定する場合を除く。）</p>	<p>一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額</p> <p>二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額は変更されない旨</p> <p>三 第九項の規定の適用がある旨</p> <p>四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合には、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付し、又は納付し、若しくは納入する旨</p>

第四章 都等の特例等

第一節 都等の特例

第二節 個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税の

賦課徴収に関する調整

（個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収

<p>する場合に限る 。</p>	<p>三 第九項の規定の適用がある旨</p> <p>四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合には、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨</p>
<p>第四項に規定する場合（第六項本文に規定する場合を除く。）</p>	<p>一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額</p> <p>二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額は変更されない旨</p> <p>三 第九項の規定の適用がある旨</p> <p>四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合には、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨</p>

第四章 都等の特例

金の払込みの方法等

- 第五十七条の四の二 市町村が法第七百三十九条の四第二項の規定により毎月道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金（同条第一項に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）の額は、前月中に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。第三項において同じ。）（第五項において「前月の徴収金の合算額」という。）を、当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額（市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該廃置分合又は境界変更後存続する市町村（以下この項及び第五項において「存続市町村」という。）にあつては、当該存続市町村が当該年度において徴収すべき額のうち当該年度の収入額となるべきものとして課されたものをいう。以下この項において同じ。）の合計額、当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計額及び当該年度の収入額となるべき森林環境税の課税額の合計額の割合（以下この条において「按分率」という。）で按分して算定した額とする。
- 2 前項の按分率は、当該年度の三月三十一日現在において算定した率によるものとする。
- 3 第一項の規定により、当該年度の四月から六月までの月において払い込む場合には、当該年度の前年度の三月三十一日現在において算定した按分率により、当該年度の七月から三月までの月において払い込む場合

には、当該年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森林環境税の課税額が最初に納付され、又は納入されるべき期限の到来する月（次項及び第五項において「最初の納期限の月」という。）の末日現在において算定した当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税（法第五十条の二の規定により課する所得割を除く。）の課税額の合計額、当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税（法第三百二十八条の規定により課する所得割を除く。）の課税額の合計額及び当該年度の収入額となるべき森林環境税の課税額の割合（次項において「特定按分率」という。）によることができるものとし、当該年度の収入額となるべき分として市町村に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の合算額（以下この項において「当該年度の徴収金の合算額」という。）のうち当該年度の三月三十一日現在において算定した按分率により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額と既に払い込んだ個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額（法第七百三十九条の五第一項又は第二項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）の規定により道府県が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金がある場合には、当該徴収金の額を含む。）との間に過不足がある場合又は当該年度の徴収金の合算額のうち当該年度の三月三十一日現在において算定した按分率により道府県に払い込むべき森林環境税に係る徴収金の額（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第十四条第一項の規定により市町村の払込予定額（同項に規定す

る市町村の払込予定額をいう。以下この項において同じ。）の総額から控除された額がある場合には当該額を除き、同条第三項の規定により市町村の払込予定額の総額に加算された額がある場合には当該額を含む。

（と既に払い込んだ森林環境税に係る徴収金の額（法第七百三十九条の五第一項又は第二項の規定により道府県が徴収した森林環境税に係る徴収金がある場合には、当該徴収金の額（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第十四条第二項の規定により道府県の払込予定額（同項に規定する道府県の払込予定額をいう。以下この項において同じ。）の総額から控除された額がある場合には当該額を除き、同条第三項の規定により道府県の払込予定額の総額に加算された額がある場合には当該額を含む。）を含む。）との間に過不足がある場合には、当該年度の翌年度の四月から六月までの月において払い込むべき額で清算するものとする。

4| 前項の場合において、最初の納期限の月が当該年度の七月以降の月となる市町村が当該年度の七月又は七月から最初の納期限の月までの月において払い込むときは、当該年度の前年度の三月三十一日現在において算定した按分率によるものとし、最初の納期限の月の翌月以降において市町村の廃置分合又は境界変更その他の理由により特定按分率に著しい変動を生ずることとなった場合には、当該著しい変動を生ずることとなつた月の末日現在において算定した特定按分率により当該月の翌月から当該年度の三月までの月に払い込むことができるものとする。

5| 市町村の廃置分合があつた場合において、存続市町村が当該廃置分合があつた日の属する月の翌月から当該存続市町村の最初の納期限の月ま

での月において払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、前月の徴収金の合算額に、次に掲げる額の合算額のうち第一号に掲げる額の占める割合を乗じて算定し、存続市町村が当該廃置分合があつた日の属する月の翌月から当該存続市町村の最初の納期限の月までの月において払い込むべき森林環境税に係る徴収金の額は、前月の徴収金の合算額に、次に掲げる額の合算額のうち第三号に掲げる額の占める割合を乗じて算定する。

一 当該廃置分合があつた日の属する年度の前年度の三月三十一日現在において算定した当該廃置分合前の市町村の前年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額の合計額の合算額

二 当該廃置分合があつた日の属する年度の前年度の三月三十一日現在において算定した当該廃置分合前の市町村の前年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計額の合算額

三 当該廃置分合があつた日の属する年度の前年度の三月三十一日現在において算定した当該廃置分合前の市町村の前年度の収入額となるべき森林環境税の課税額の合計額の合算額

6 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた場合には、市町村が税率変更年度（指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日（以下この項及び次項において「移行日」という。）の属する年度の翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）をいう。以下この項において同じ。）から五年度間の各月において

法第七百三十九条の四第二項の規定により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金のうち、特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域（移行日に指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部から指定都市の区域の全部又は一部となつた区域をいう。以下この項において同じ。）に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度（税率変更年度の前年度をいう。以下この項において同じ。）以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の道府県民税（第二号において「特定道府県民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。以下この項において同じ。）の額又は特定滞納森林環境税に係る徴収金（賦課期日現在において移行区域に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度以前の年度の収入となるべきものとして課された森林環境税（同号において「特定森林環境税」という。）に係る徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。以下この項において同じ。）の額は、前各項の規定にかかわらず、第一号に掲げる合算額を第二号に掲げる割合で按分して算定した額とする。ただし、移行日後に移行区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合における第八項の規定の適用を受ける特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金の額又は特定滞納森林環境税に係る徴収金の額については、この限りでない。

一 当該各月の前月中に納付又は納入のあつた特定滞納道府県民税に係

る地方団体の徴収金、特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の市町村民税（次号において「特定市町村民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。）及び特定滞納森林環境税に係る徴収金の合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。）

二 税率変更年度の四月一日現在において算定した指定都市が徴収すべき特定道府県民税の課税額の合計額、指定都市が徴収すべき特定市町村民税の課税額の合計額及び指定都市が徴収すべき特定森林環境税の課税額の合計額の割合

7 移行日が同一の計算期間（毎年四月二日から翌年四月一日までの期間をいう。第九項において同じ。）内に二以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「（指定都市）」とあるのは「（同一の次項に規定する計算期間内の移行日（指定都市）」と、「日（）」とあるのは「日（）」と、「移行日」という。）とあるのは「同じ。」のうち最も早い日」と、「翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）」とあるのは「翌年度」と、「移行日に」とあるのは「当該計算期間内の移行日に」と、同項ただし書中「移行日後に」とあるのは「当該計算期間内の各移行日後に当該移行日に係る」とする。

8 指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合には、市町村が税率変更年度（指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日

(以下この項及び次項において「移行日」という。)の属する年度の翌年度(移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度)をいう。以下この項において同じ。)から五年度間の各月において法第七百二十九条の四第二項の規定により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金のうち、特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金(賦課期日現在において移行区域(移行日に指定都市の区域の全部又は一部から指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた区域をいう。以下この項において同じ。)に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度(税率変更年度の前年度をいう。以下この項において同じ。)以前の年度の収入となるべきも)のとして課された個人の道府県民税(第二号において「特定道府県民税」という。)に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。以下この項において同じ。)の額又は特定滞納森林環境税に係る徴収金(賦課期日現在において移行区域に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度以前の年度の収入となるべきものとして課された森林環境税(同号において「特定森林環境税」という。)に係る徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。以下この項において同じ。)の額は、第一項から第五項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる合算額を第二号に掲げる割合で按分して算定した額とする。ただし、移行日後に移行区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた場合における第六項の規定の適用を受ける特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金の額又は特定

滞納森林環境税に係る徴収金の額については、この限りでない。

一 当該各月の前月中に納付又は納入のあつた特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金、特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の市町村民税（次号において「特定市町村民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。）及び特定滞納森林環境税に係る徴収金の合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。）

二 税率変更年度の四月一日現在において算定した指定都市以外の市町村が徴収すべき特定道府県民税の課税額の合計額、指定都市以外の市町村が徴収すべき特定市町村民税の課税額の合計額及び指定都市以外の市町村が徴収すべき特定森林環境税の課税額の合計額の割合

9 | 移行日が同一の計算期間内に二以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「（指定都市）」とあるのは「（同一の前項に規定する計算期間内の移行日（指定都市）」と、「日）」とあるのは「日をいう。」と、「移行日」という。）とあるのは「同じ。」のうち最も早い日」と、「翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）」とあるのは「翌年度」と、「移行日に」とあるのは「当該計算期間内の移行日に」と、同項ただし書中「移行日後に」とあるのは「当該計算期間内の各移行日後に当該移行日に係る」とする。

10 | 道府県が法第七百三十九条の五第六項（同条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により市町村に払い込むべき

個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の額は、個人の道府県民税及び個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金並びに森林環境税に係る徴収金を仮に当該市町村が徴収して道府県に払い込むものとした場合において前各項の規定により定められる率により算定した額とする。

11| 道府県は、市町村長の同意を得たときは、法第七百三十九条の五第六項の規定による払込みを、同条第一項又は第二項の規定により徴収し、又は滞納処分をした個人の道府県民税及び個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金並びに森林環境税に係る徴収金を市町村に払い込み、当該市町村が当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金を道府県に払い込む方法により行うことができる。

(法第七百三十九条の五第三項本文の規定による徴収の引継ぎ)

第五十七条の四の三 法第七百三十九条の五第三項本文(同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による徴収の引継ぎは、その旨を記載した文書を交付することにより行う。

2| 既に滞納処分に着手した地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金について法第七百三十九条の五第三項本文の規定による徴収の引継ぎがあつた場合には、当該徴収の引継ぎを受けた道府県の徴税吏員又は市町村の徴税吏員は、遅滞なく、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

3| 法第七百三十九条の五第三項本文の規定による徴収の引継ぎがあつた場合において、差押えに係る動産若しくは有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶があるときは、当該差押えに係る財産の引渡し及び

これに伴う措置については、国税徴収法第八十七条第二項及び国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）第三十九条から第四十一条までの規定の例による。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）

（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（特定個人情報を提供することができる地方税法等の規定）</p> <p>第二十一条 法第十九条第十号の政令で定める地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は国税に関する法律の規定は、同法</p> <p>第七十二条の五十九、第二百九十四条第三項若しくは第七百三十九条の五第二項の規定その他主務省令で定める同法の規定又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第四十条第四項において準用する同法第三十九条第一項から第三項まで若しくは同法第四十条第七項において準用する同法第三十九条第六項から第九項まで（これらの規定を同法第四十二条第一項において準用する場合を含む。）とする。</p>	<p>（特定個人情報を提供することができる地方税法等の規定）</p> <p>第二十一条 法第十九条第十号の政令で定める地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は国税に関する法律の規定は、同法第四十八条第二項、第七十二条の五十九若しくは第二百九十四条第三項</p> <p>の規定その他主務省令で定める同法の規定又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第四十条第四項において準用する同法第三十九条第一項から第三項まで若しくは同法第四十条第七項において準用する同法第三十九条第六項から第九項まで（これらの規定を同法第四十二条第一項において準用する場合を含む。）とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（自治税務局の所掌事務）</p> <p>第九条 自治税務局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税、森林環境税及び特別法人事業税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度をいう。以下この条及び第六十三条において同じ。）に係るものに関すること。</p> <p>二及び三 略</p> <p>四 地方税、森林環境税及び特別法人事業税に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>五 略</p> <p>六 前二号に掲げるもののほか、地方税、森林環境税及び特別法人事業税に関すること。</p> <p>七 九 略</p> <p>（市町村税課の所掌事務）</p> <p>第六十五条 市町村税課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（自治税務局の所掌事務）</p> <p>第九条 自治税務局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税及び特別法人事業税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度をいう。以下この条及び第六十三条において同じ。）に係るものに関すること。</p> <p>二及び三 略</p> <p>四 地方税 及び特別法人事業税に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>五 略</p> <p>六 前二号に掲げるもののほか、地方税 及び特別法人事業税に関すること。</p> <p>七 九 略</p> <p>（市町村税課の所掌事務）</p> <p>第六十五条 市町村税課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

一 市町村税（都税（市町村税として課することができる税目に限る。）及び特別区税を含み、固定資産税、特別土地保有税、法定外普通税、都市計画税及び法定外目的税を除く。次号において同じ。）及び森林環境税に関する制度の企画及び立案に關すること。

二 前号に掲げるもののほか、市町村税及び森林環境税に關すること。

一 市町村税（都税（市町村税として課することができる税目に限る。）及び特別区税を含み、固定資産税、特別土地保有税、法定外普通税、都市計画税及び法定外目的税を除く。次号において同じ。）
に關する制度の企画及び立案に關すること。

二 前号に掲げるもののほか、市町村税
に關すること。